# 明・満剌加関係の成立と発展

--- 初期満剌加国史の一側面的考察 ---

藤原利一郎

# Origins and development of the relations between the Ming Dynasty and Malacca

by

Riichiro FUJIWARA

#### は し が き

周知の通り永楽年間(1403-24)は明の対外政策が極めて活発に展開せられた時代であり、中でも海外諸国に対しては鄭和の遠征なども行なわれて、それら諸国の明に朝貢する者が30余国にも達したと称せられる。これらの中には前代まで中国に通交しなかった国も少なくなく、また新興の国家も存在する。 ここに問題とする満刺加(Malacca)はこの頃においてにわかに勃興した新しい国家である。満刺加はマライ半島南部西岸の同名の港市付近を本拠として成立し、後にはマライ南部のほか、スマトラ島の北岸地方の一部をも版図に包含する大国にまで発展するが、その初期の歴史については不明の点がはなはだ多い。満刺加の歴史を述べた有名なマライ語の書に Sējarah Mēlayu なるものがある。" しかしこれは歴史書というより文学作品と称すべきものである。 また Tomé Pires をはじめ何人かのポルトガル人の著作の中にも満刺加の古い歴史を記したものがある。2 しかしこれらも後世の伝承に依拠しているだけに史料として用いる場合には慎重な注意を要する。一方明人著作の中にはたとえば馬歓の『瀛涯勝覧』のごとく実際の見聞にもとづく満刺加国の初期時代の貴重な史料があり。、また『大明実

- 1) Sějarah M'layu については下記各書参照。
  - 1. R.O. Winstedt, "The Malay Annals or Sejarah Malayu," *JMBRAS*, Vol. XVI, Pt. 3 (Singapore, 1938)
  - 2. C. C. Brown, "Sĕjarah Malayu or Malay Annals," *JMBRAS*, Vol, XXV, Pt. 2~3 (Singapore, 1952)
  - 3. 許雲樵『馬來紀年』(新加坡:青年書局, 1966)
  - 4. 西村朝日太郎『馬来編年史研究』(東京:東亜研究所, 1942)
- 2) 生田, 池上, 加藤, 長岡等訳注『トメ・ピレス東方諸国記』(大航海叢書V;東京:岩波書店, 1966) 末足史料解説の部, pp. 597~600参照。
- 3) 石田幹之助『南海に関する支那史料』(東京:生活社, 1945), pp. 265~280.

録』は、その中に多くの満剌加関係の重要な記録を含んでいる。満剌加国史の研究において明 側史料を用いたものは少なくないが、『大明実録』を利用した研究ははなはだ乏しくい、なお多 くの解明されるべき問題が残されている。よって本稿ではこの実録史料を多く利用することに よりだいたい宣徳末(1435)までの明・満剌加両国の初期関係史を考察し、あわせてこれを通 じての満剌加国の初期時代史の一側面をうかがうことにしたいと思う。

# Ⅰ 明・満刺加関係の成立

明・満剌加関係について述べるにさきだち 満剌加国 の 成立について 述べておかねばならない。満剌加国の成立年代については古く Godinho de Eredia の1398年説があるのをはじめが、諸書の記載するところはなはだまちまちである。たとえば近時のものでは J. Kennedy、張奕善らは1400年としが、K. G. Tregonning らは1402年で、また許雲樵らは1405年とする。か しかし満剌加国の成立年代を明らかにしうる確実な史料は現在見当たらず、これを解明することはほとんど不可能である。ただ『大明実録』においてはその『太宗実録』の永楽元年(1403)10月丁巳(13日)の条にはじめて満剌加の記事が初見するにより、当時この国が存在したことが認められ、その成立が1403年を溯ることは確実である。しかも諸般の事情よりそれを大きく隔たることもないであろうと思われる。

満剌加国の成立当時の状態については伝説ながら Tomé Pires の記事を参考にし、かつ『瀛涯勝覧』の記事を検討することによってそのだいたいをうかがうことが出来ようと思われる。 Pires によると、満剌加の建国者 Paramjçura (Parameswara) は シャム 軍によって シンガポールを追い出されて後 Muar に至り、さらにマラッカ川の上流 Bietam (Bretam) に移り住むことになったという。 $^{97}$  一方『瀛涯勝覧』 $^{10}$  (満剌加国) によれば、

此処旧不称国。因海有五嶼之名。遂名曰五嶼。無国王。止有頭目掌管。此地属暹羅所轄。 歳輸金四十両。否則差人征伐。

とあり、満刺加はもと五嶼と称せられていたらしい。五嶼は満刺加に近い海上にある五島をさし、張燮の『東西洋考』(巻9) 舟師考によると真五嶼と仮五嶼の別がある。 別枝篤彦教授は

<sup>4)</sup> 生田滋「マラッカ王国について」『トメ・ピレス東方諸国記』補注 pp. 584~595. 張奕善『明代中国 與馬来亜的関係』(台北:国立台湾大学文学院, 1964) など。

<sup>5)</sup> R.O. Winstedt, A History of Malaya (Singapore, 1962), p. 44.

<sup>6)</sup> J. Kennedy, A History of Malaya (London, 1962), p. 1. 張奕善, 前掲書, p. 33.

<sup>7)</sup> K.G. Tregonning, A History of Modern Malaya (Singapore, 1964), p. 21.

<sup>8)</sup> 許雲樵, 前掲書, p. 302.

<sup>9)</sup> Suma Oriental which goes from the Red Sea to China, compiled by Tomé Pires. (Glasgow), pp. 230~233. なお前掲『トメ・ピレス東方諸国記』pp. 379~386.

<sup>10)</sup> 本稿「瀛涯勝覧」は馮承鈞『瀛涯勝覧校注』(史地小叢書;上海: 商務印書館, 1935), を用う。

真五嶼は Water Islands, 仮五嶼は Palau Upeh などの島々であろうという。 おそらく共に満刺加に入る商舶の目標となった島嶼群であろう。『瀛涯勝覧』 の著者は永楽7年の鄭和派遣までこの国が成立せず,その名もなかったかのように記しているが,それ以前に国が成立していたことは疑いなく,文中の頭目は Pires のいう満刺加の主,Paramjçura を指すに違いない。 しかし『勝覧』 の記事から推測して Paramjçura は金40両の歳貢を納めることによって暹羅 (Siam) よりその所領の管理を許されていたものらしく,これより察して満剌加国は成立していたにしても,建国当初においてはなお実質的に暹羅の支配下にあり,完全な独立国ではなかったと考えねばならぬと思われる。 なお満剌加港は Pires の記事でも うかがわれるように建国後まもなく Paramjçura のときに 開かれたが127、それが明との交渉開始以前であることは後述の事情から考えて疑いないと思われる。

さて『実録』によると、明・満剌加関係についての最初の記事は前記、 永楽元年10月丁巳 (13日) の条に次のごとく見える。

遣内官尹慶賚詔。往諭満剌加·柯枝諸国。賜其国王羅·銷金帳幔及傘。并金織文綺·綵絹。 有差。

これによって知られるように満刺加へは最初明側から使いを遣わしたのである。使節尹慶については宦官であるという以外ほとんど詳らかにし得ないが、永楽時代に宦官が外国への使節に選ばれたことは珍しくなく、鄭和・侯顕はじめ多くの例がある。<sup>13)</sup> なお上文には「往論満剌加・柯枝諸国」とあり、尹慶は満剌加のみに派遣されたのではない。一説によると、当時満剌加が明に知られていたかどうか分からぬといわれるが<sup>14)</sup>、実録に以上の記載のあることと、なお後述のごとき事情が存在することから、尹慶派遣の当時、明側にすでにこの国が知られていたことは疑いなかろうと思う。次に尹慶派遣の事情について少しく考えてみよう。

周知のごとく永楽帝は国威の宣揚と貿易の振興をめざして洪武以来の海外諸国に対する消極的方針を一擲し、さかんにこれら諸国に使臣を派遣し、その朝貢を促す方針を採用した。かくて帝は即位の年からその翌年にかけて数回にわたり安南・暹羅・爪哇(Java)・琉球・日本・西洋(南インドの Vijayanagar)・蘇門答剌(スマトラ島西北部の国)・占城(Champā)・真臘(Cambodia)などの諸国に使者を派遣したが<sup>150</sup>、これら諸国はいずれも洪武時代に明に来貢した国々である。ところが前の『実録』引文に見える満剌加や柯枝はそのような国ではない。満剌加については前述の通りであるが、南インド西岸の柯枝(Cochin)も14世紀までその名の

- 11) 別枝篤彦『東南アジア諸島の居住と開発史』(東京: 古今書院, 1960), p. 104.
- 12) 前掲 Suma Oriental, p. 238, 『トメ・ピレス東方諸国記』p. 393.
- 13) 『明史』卷 304 宦官伝参照。
- 14) 生田, 前掲論文, p. 587.
- 15) 『太宗実録』洪武35年9月丁亥、永楽元年2月甲寅、同4月辛酉、同6月戊午、同8月癸丑、同9月 庚寅、同9月己亥の各条。

文献に現われない国で、満刺加と同様新興の国家であろう。永楽帝がこのような国々にまで進んで使節を派遣しようとしたことは帝の積極的方針を如実に示すものというべきであるが、それを実行に移させる機縁となったものは何であろうか。

いま『実録』の永楽元年9月庚辰(5日)条をみると、爪哇国西王都馬板の使者、阿烈羅仏達必期らの来貢のことが記されている。この爪哇国西王とは当時 Tumapel に拠り内争中の爪哇 Majapahit 朝の Vikramarvardhana をさす。16 当時爪哇商人は満剌加海峡方面との通商に活躍し、満剌加通商以前においてはスマトラ北岸の Pasé で貿易に従事していたといわれるから1つ、これら商人を通じて満剌加やインド諸国の情報がいち早く爪哇に伝えられていたことと思われる。当時これらの国々が貿易商人に注意されたのは主としてそれらの国々において海外貿易が行なわれていたためと見なければならず、従って満剌加の港市も当時すでに開かれていたと考えて間違いなかろう。爪哇国西王の使者の明への来貢は尹慶の満剌加・柯枝などへの派遣の命が降される直前に当たり、おそらくはこの爪哇国西王の使節らが両国の情報を明側に伝えたことによるのではあるまいか。そしてこの情報にもとづいて尹慶の満剌加への派遣が決定されたのではなかろうか。

ところで尹慶の出使について『明史』の所伝をみるに、 満剌加(巻325)・柯枝(巻326)の 両伝にその記載があるほか、蘇門答刺伝(巻325)に、「永楽二年……中官尹慶使爪哇。便道復 使其国。」,古里(Calicut)伝(巻326)に,「永楽元年。 命中官尹慶。 奉詔撫諭其国。 賚以綵 幣。」の記事が見える。これら によれば尹慶は満剌加・柯枝のほか,爪哇・蘇門答剌・古里な どにも使したようである。ちなみにさきの蘇門答剌伝に永楽2年とあるのは、実際の訪問はその 年行なわれたかもしれぬが、『明史』の記事としては永楽元年とあるべきを誤ったものである。 尹慶が確かに蘇門答刺・古里に使したことは『実録』(永楽3年9月癸卯条) にその帰国に際 してこの両国の使いが満刺加国使とともに尹慶に随伴来貢したことを記していることからみて も明らかである。 しかし、 爪哇については『実録』や『明史』爪哇伝(巻324) にそれらしき ことが何ら記されておらず 問題である。さきの 蘇門答刺伝に よると、爪哇から 蘇門答刺に行 くのが便道であったと解されるが,後の鄭和の遠征隊も往路にはいずれもこのコースをとって 爪哇から満刺加・蘇門答刺へと向かっている。18)即ちこれが当時の航海の常道であったのであ る。そのうえ尹慶の場合、前述の通り明朝が爪哇の使節から満剌加・柯枝などの情報を得たと すれば、それらの国々に使する者としてはまず情報元である爪哇に赴いて事情をなお詳しく聴 取しておく必要もあったであろう。ともあれ尹慶の爪哇出使の事実は『実録』にとくに記載が ないにせよ、ほとんど疑いないものというべきであろう。

<sup>16)</sup> G. Coedès, Les États hindouisés d'Indochine et d'Idonésie (Paris, 1948), p. 401.

<sup>17)</sup> Meilink-Roelolsz, Asian trade and European influence, ('S-Gravenhage, 1962), p. 32.

<sup>18)</sup> 山本達郎「鄭和の西征」『東洋学報』第21巻 第3,4号 (東京, 1934), pp. 374~404 および pp. 506~556. 石田, 前掲書, pp. 244~264 など。

以上により知られるごとく尹慶が満剌加・柯枝の外、爪哇・蘇門答剌・古里などにも使したとすれば、その出使の範囲は相当に広く後の鄭和派遣の先駆ともいうべきものである。鄭和出使の主目的が諸国の朝貢を促し、貿易の発展をはかるにあったことは既に知られている通りであるが、尹慶の場合も満剌加など諸国の使者を従えて帰国していることから考えておそらく同様であったのでなかろうか。

尹慶は『実録』によって明らかなように永楽元年10月丁巳(13日)出使の命をうけたが、その実際における中国出発はいつごろであったであろうか。帆船航海時代にあっては風向により航海が季節的制約をうけるのは当然で、中国より南海への出航はおおむね北東季節風の吹く10月から3月(陰暦9月から2月)ごろまでの期間が選ばれ、南海より中国への航海はその逆であった。しかし、いまの場合はその出発までの準備や、後の航程をもあわせ考え、その出航時期を12月~1月ごろとみるのが妥当であろう。後の鄭和の航海例を参考にすれば190、尹慶はまず爪哇に渡り、次いで満刺加・蘇門答刺などを巡次訪問し、このあたりで永楽2年の夏を過ごし、秋にインド洋を渡り、柯枝・古里を各訪問し、春の南西季節風の訪れを待って帰路につき、再びインド洋を渡り、蘇門答刺・満刺加に立寄り、使者らを随伴して中国へ直行帰国したと考えるのが最も適当ではなかろうか。従って尹慶が満刺加を訪問したのは永楽2年の春夏の頃で、多分その時国王に謁して永楽帝の詔を伝え礼物を呈し、翌永楽3年4、5月ごろ、帰路再び訪問の際に王に説いて貢使を出させ、これを随伴して帰国したものと推察されるのである。

さて満刺加国の明への最初の朝貢については、『実録』永楽3年(1405)9月癸卯(11日)条に次のごとく見える。

蘇門答剌国酋長宰奴里阿必丁・満剌加国酋長拝里迷蘇剌・占里国酋長沙米的俱遣使。随奉使中官尹慶朝貢。詔俱封為国王。給与印誥。併賜綵幣・襲衣。

これによれば満剌加の使者は蘇門答剌・古里の使者とともに尹慶にしたがい同日入貢し、明朝よりともにその主をそれぞれの国の国王に封ずる旨の誥文・印章を授与せられたことが知られる。この文中に見える満剌加国酋長拝里迷蘇剌がさきの Parameswara に当たることは既に先学もみとめている通りである。200 『大明一統志』(巻90、満剌加国)、厳従簡の『殊域周各録』(巻8、満剌加)、『東西洋考』(巻4、麻六甲)などに西利八児(迷)速剌とあるのは 【Cri Parameswara の漢字音訳で拝里迷蘇剌と同一人物を指す。従って『大明一統志』や『殊域周各録』に拝里迷蘇剌を西利八児速剌の嗣王と記しているのは全くの誤解である。

拝里迷蘇剌の遺使朝貢は前述によって明らかなように自ら進んで行なったものでなく、明使 尹慶のすすめによるとみるべきである。しかし、それにしてもかれが明使のすすめに応じて使

<sup>19)</sup> 山本, 前掲論文。石田, 前掲書参照。

<sup>20)</sup> R.O. Winstedt, p. 47.

者を明に派遣入貢せしめた目的はどこにあったか。当時の満剌加は、北は暹羅(Ayuthaya朝)・ 南は爪哇(Majapahit 朝)という二大国にはさまれ、中でも当時においては暹羅の勢いが強く 満剌加はその支配下におかれ、その圧迫に苦しんでいたと思われるから、それより解放せられ、 自国の独立と平和を願うために明の助けを望んだことが察せられる。『実録』の永楽3年10月 壬午(20日)の条には、満剌加国の使者の言として、その王が義を慕い中国の属郡と同じく歳貢を 一一国の鎮とせられんことを請うた旨が記されてある。これは満剌加王が 何らか明の加護を願い出ていたことを暗示するものと見られ、上記の推察を助けるものという べきであろう。いずれにせよ、この満剌加の初次朝貢の第一の目的は自国の独立のため明の援 助をとりつけることにあったと思われる。

これに対し、明側では拝里迷蘇刺を国王に封じ、その印誥を給する外、満刺加の西山を封じて鎮国山とすることにして加護の方針を明らかにした。拝里迷蘇刺の封王は張千礼ら一部中国学者のいうように<sup>21)</sup> 満刺加の建国を告げるものではなく、これはいわば明朝による既成の満刺加国の承認、朝貢形式による満刺加の対明通好関係の正式の成立を告げるものというべきである。しかしてこのことはなお暹羅支配下にあった満刺加に対して政治的に新方向への第一歩を踏み出さしめたものであり、初期満刺加国史の上で重要な意味をもつものと言うべきであろう。

#### Ⅱ 明・満剌加政治関係の発展

## 1. 鄭和の派遣と満剌加国王の来貢

明・満剌加通交関係は上述、永楽3年の満剌加使の来貢を機に正式に成立したが、これは満剌加の政治的環境に直ちに影響を及ぼすものではなかった。これにつき『実録』永楽5年 (1407) 10月辛丑 (21日) 条には暹羅国王昭禄群膺哆囉諦剌の遣使朝貢の記事ののちにおいて次のごとく記している。

先占城国遣使朝貢。既還至海上。颶風漂其舟至湓亨国。暹羅恃強。凌湓亨。且索取占城使者。覊留不遣。事聞于朝。又蘇門答剌及満剌加国王。並遣人訴暹羅強暴発兵。奪其所受朝廷印諾。国人驚駭。不能安生。至是賜勅諭昭禄群膺哆囉諦剌曰。……

ことにみえる暹羅国王昭禄群膺哆囉諦刺は暹羅史の文献において Nagarainda あるいは Int' araja I などと称される王である。 $^{22}$  しかし,筆者の知る暹羅史の文献において文中に見えるような事件について記すものは全くなく,従ってこれについてはさらに『実録』の記事を検討することによりおおよその時期を推定するよりほかはない。

<sup>21)</sup> 張千礼『馬六甲』(南洋歴史叢書;新加坡:商務印書館,1941), p.23.

<sup>22)</sup> Ph. N. Bose, *The Indian Colony of Siam* (Lahore, 1927), p. 63. W. A. R. Wood, *A History of Siam* (revised edition; Bangkok, 1933), p. 77.

そこで『実録』を調べると、この事件を明朝に訴えた占城の使節といえば、永楽5年8月已 亥(18日)に来貢したもの以外に考えられず、また蘇門答刺・満剌加の使者についても、それ は同年9月壬子(2日)に来貢したものということが推定される。しかしてこの蘇門答剌・満 刺加の使者は鄭和の帰国に随伴し明へ来朝したものである。既に知られているごとく鄭和は永 楽3年から数回にわたり南海遠征に従い、その第1次は永楽3年6月命をうけ、おおむねその 冬10月以降に出発, 5年9月壬子(2日)に帰朝した。<sup>23)</sup> 鄭和は往復ともに満剌加・蘇門答剌 を訪問したとみられるが、その貢使の同行は帰路においてであるに違いあるまいから、その使 いの本国出発は来貢の時期や後の航海例から推しておおむね5年の5~6月頃とみなさねばな らない。しからば前述、暹羅の事件は当然それ以前の出来事と考えねばならなくなる。一方尹 慶に従い来貢した両国使節が帰国したのはいちおう常識的には3年末から4年春までの間と考 えられるから事件はその頃より後に起こったとみてよいであろう。けっきょく暹羅の強奪事件 は永楽4年春ごろから5年4~5月ごろまでの間に起きたものと推定せられる。しかして湓亨 (Pahang) の事件も、満刺加、蘇門答刺に対する事件もともに暹羅の南侵に伴う一連の事件で あったと称して差し支えないようである。とにかく満剌加国王がさきに永楽帝から受けた印書 などは暹羅に奪われたらしいが、これは当時の満剌加が依然として暹羅の支配下にあったこと を示すもので、満剌加が明に勝手に近づこうとしたことが暹羅の強い反発を招き以上の事件を 発生せしめたのではないかと推察される。

永楽帝は諸国の訴えにより戒論を暹羅国王に発し、その使者、柰婆郎直事剃に伝達せしめたのであるが、これに対して同国王からは翌6年12月に謝罪の貢使が明に遣わされた(『実録』同月度辰条)。また翌7年2月には満剌加からも使いの阿卜剌賈信が来貢した(『実録』同月乙亥条)。249 この満剌加国使の来貢については実録にはとくにその理由の記載はないが、あるいは暹羅の圧迫が停止されたことに対する謝礼の意も含まれていたかもしれぬ。ともかく以上により明朝としてはいちおう戒論の目的を達したわけである。しかし永楽帝はなお別に鄭和を満剌加に派遣し、国王に印誥などを再給し、かつその藩属たることを示す碑をその居城に建てさせることにしたのである。このことについては、『実録』・『明史』などには見えぬが、『瀛涯勝覧』(満剌加国)の中には

永楽七年己丑。上命正使太監鄭和等。統(宝船) 齋詔勅。賜頭目雙臺銀印·冠帯·袍服。 建碑封城。遂名満剌加国。是後暹羅莫敢侵**擾。** 

- 23) 石田, 前掲書, pp. 244~246.
- 24) 談遷『国権』の成祖永楽6年7月条に「于順・満剌加入貢」とあるのは誤り。この満剌加は実録(同月 湖条) によれば、満剌哈撒木丁となっていて満剌加でない。また明史巻325、満剌加伝に「永楽五年九月。遺使入貢。明年鄭和使其国。旋入貢。」とある旋入貢を張千礼氏は永楽6年入貢と解しているが(張千礼,前掲書, p.22)、これも実録にないことであり、かつ明史の文面からみてもこれは永楽7年2月のことを言ったもので張氏の説は誤りと考えられる。

と見え、なお費信の『星槎勝覧』(満刺加国)、『殊域周各録』(巻8、満刺加)、『東西洋考』(巻4、麻六甲)などにもほぼ同様な記事がある。永楽帝がこのことについて特に鄭和に命じたのは 韶印の再給などのためばかりではなく、その建碑や船隊の示威により無言のうちに明の満剌加援助の姿勢を先方に 悟らしめることを意図していたのではなかったか。 なお上文によると、「…… 遂名満剌加国」とあるが、 満剌加国の名がこの時に始まらぬことは前述によって明らかであり、これは『勝覧』の著者の誤解であろう。

『実録』によると、永楽6年9月癸酉(28日)鄭和等に対して古里・満刺加など14国に対する派遣の命が下されているが、当時鄭和はまだ前の遠征(第2次遠征)の途上にあった。その帰国は永楽7年のことであり、このとき改めて満刺加に対する『勝覧』記載のような特命が与えられたものと思われる。250 従ってこの命をうけた鄭和の満刺加訪問はかれの第3次遠征の際であった。ところで鄭和の第3次遠征に従軍し、その出発について伝えた『星槎勝覧』(占城国)における費信の記事によれば、「十二月。於福建五虎門開洋。張十二帆。順風十昼夜。到占城国。」とあり260、鄭和は永楽7年12月福建五虎門より出航したとみられるから、かれが例のコースをとり、爪哇を経て満刺加に至るとすれば、それはいかに早くみても次年正月以降となる。即ち鄭和が上述の使命を帯びて満刺加国に到着したのは永楽8年のことである。270

当時明朝の戒諭により暹羅の満刺加に対する圧迫は停止されていたと思われるが、その戒諭とあいまってこの鄭和の派遣によってこの国に対する明朝の援助の意が明示されることになった。このことが遂に満剌加をして暹羅の支配から離脱、独立を達成させることになったのでないかと思考される。満剌加が暹羅から離れ明に付くに至ったことは永楽9年における国王はじめその妻子、陪臣ら540余人に上る大挙来朝がこれを示していると思われる。『実録』によると、永楽9年6月乙巳(16日)条に鄭和帰朝の記事があり、同7月乙亥(16日)条に古里・柯枝・蘇門答剌・阿魯(Aru)・彭亨(Pahang)・急蘭丹(Kelantan)・南巫里(Lambri)・加異勒(Kayal)ら諸国および爪哇国新村(Grisse)村主の使者の朝貢が記され、同月甲申(25日)条において満剌加国王拝里迷蘇剌来貢の記事が載せられている。これらは互いに時間的に近接しており、古里以下の諸国使者も、満剌加国王ら一行もともに鄭和の帰国にしたがったものと解される。『実録』によれば満剌加国王らに対する屢次の賜宴や衣食の支給・賞賜品などについて詳細に記しているが<sup>26)</sup>、ともかく明朝がかれらの来貢を歓迎したことは疑いなかろう。それはとくに国王みずからの来貢が極めて稀であるからで、実際鄭和の遠征などで30余国が朝貢し

<sup>25)</sup> 石田, 前掲書, p. 247.

<sup>26)</sup> 本稿『星槎勝覧』は馮承鈞の『星槎勝覧校注』(上海:中華叢局)本を用う。なお本書については石田,前掲書,pp. 280~291 参照。

<sup>27)</sup> 張奕善氏がこれを永楽7年のことというのは誤り。(前掲書, p. 36)

<sup>28) 『</sup>実録』永楽9年7月甲戌,同甲申,同丁亥,8月庚寅朔,9月乙未朔,同癸酉,同丙子の各条に見える。

たという永楽時代でも国王自身来貢したのは満剌加国王の前後3回(ほかに宣徳年間1回)を別にすれば、わずかに浡泥(Burnei)・蘇禄(Sulu)・古麻剌朗(?)など二、三小国にその例をみるばかりである。<sup>29)</sup>それはともかく、この満剌加国王の来朝はその明朝に対する恭順とともに強い依存的態度を示すものであろう。そして満剌加をして暹羅の支配から離脱し、もっぱら明への依存に転ぜしめたことは満剌加国史の上で極めて重要であるとともに、また永楽帝の積極的な対外政策の一つの成果と称して差し支えなかろう。

## 2. 永楽中期より宣徳末に至る間の明・満剌加関係

鄭和の派遣とそれに対する国王の来朝によって新段階に入った明・満剌加の通交関係がその 後いかに推移したか。永楽10年(1412)より宣徳末(1435)までに時期を限りその間における 重要な事件を中心に論述したいと思う。

さきに来貢の満剌加国王一行は『実録』の記載によれば、永楽9年9月丙子(18日)、龍江・龍潭駅を経て帰国の途についたから、おそらくその年冬11~12月、中国の港を発し、翌年1~2月には帰国したものと推定される。従って『実録』の永楽10年6月壬申(19日)条に見える来貢の同国使臣、王姪西里撒麻蘭札牙らは国王帰国の後に出発したものに相違ない。『実録』にはこの使節の来貢の事由につき別に説明はないが、『明史』(巻325)満剌加伝では、「十年夏。其姪入謝」とあり、おそらくその通りであったろうと思われる。『明史』ではこの貢使の帰国に当たり中官甘泉に同行させたと記しているが、これは『実録』においても10年9月丁酉(15日)条にその記載がある。『実録』によると、翌11年8月壬申(26日)条において、王が姪の賽的剌者ら165人を遣わし方物を貢せしめたと記すが、これが甘泉に随従してきたものであるかどうかについては記載するものがない。しかし、これは大いにその可能性があると言えよう。とにかくこのように両国間の国使の来往が頻繁となりはじめたことは国王来朝後の新傾向である。

さて『実録』永楽11年9月癸未(7日)条によると、爪哇国西王都馬板の遺使を記した後において、帰国の使臣に伝えさせた都馬板に対する永楽帝の勅諭が載せられているが、その中に次のごとき文がある。

前內官呉賓等還言。王恭事朝廷。礼待勅使。有加無替。比聞。王以満剌加国索旧港之地而懷疑惧。朕推誠待人。若果許之。必有勅諭王。既無朝廷勅書。王何疑焉。下人浮言。慎勿聴之。

この爪哇国西王とは前述 Majapahit 朝の Vikramavardhana である。当時爪哇方面には満刺加が旧港、即ちパレンバンの地を求めているという噂が流れ、爪哇王がこれについて疑懼を懐

<sup>29) 『</sup>明史』巻325浡泥,同巻323蘇禄,古麻剌朗各伝参照。なお実録にも見える。

いているということが永楽帝の耳に入ったらしい。300 前述 Tomé Pires などの所伝によれば、Parameswara はジャワ軍との戦いに敗れてやむなくパレンバンを去り、 シンガポールに渡ったといわれるからこれが事実とすればジャワ王が満刺加のパレンバン要求について懸念を抱くのも無理からぬことである。満刺加王が当時実際にパレンバンの地を欲していたかどうかは分からぬが、かりにそうであったにしても、明の援助でようやく暹羅の支配を脱し、独立を達成したばかりの満刺加に独力で爪哇に要求する力のないことは明らかである。それは明の力を借りて要求しようとしているということであろう。爪哇王の疑懼するところは実はこの点であったのである。従って前述の勅諭はこの疑念を解かんがために出されたものと言うべきである。しかし問題は爪哇にこのような疑心を抱かせるぐらいに当時の明・満刺加関係が緊密化していたことで、これが満刺加の諸国間における地位の向上に貢献したところは少なくなかったと思われる。

さて『実録』によると、拝里迷蘇刺の遺使は永楽11年8月来貢のものが最後で、その後王は死去し、子の母幹撒干的児沙が後をつぎ、かれは翌12年9月みずから来朝し、父の死を告げ、帝の詔をうけて父爵をつぎ王となったことが述べられている。(『実録』永楽12年9月壬辰=22日条)この母幹撒干的児沙は既に説かれているように Mēgat Iskandar Shah の対音である。³10かれがイスラム教の信者であったことはその称号をみても明らかであるが、 その改宗につき Tomé Pires の伝えるような経緯があったかどうかはわからない。 ただ Pasai の王女との結婚がその契機となったことは考えられないことでなかろう。³20それはともあれ、R.O. Winstedt によると、Parameswara がイスラム教を奉じて Mēgat Iskandar Shah という称号を用いるに至ったのであって、本来この両者は同一人物をさすものであり、別名を用いたために中国人やポルトガル人が別人のごとく誤解したのであるという。³30 この見解は多くのヨーロッパ人学者によって支持せられ、たとえば D.G.E. Hall などもこれによっている。³40しかし、この説によるとすれば、永楽9年には先述のごとく Parameswara 本人が来朝していることでもあるから、永楽12年の王子、Mēgat Iskandar Shah の来朝は王子を偽称した代人の来朝でなければならなくなる。しかも Mēgat Iskandar Shah は後述のごとく、永楽17年には今度は国王として来貢しているのであり、それをも国王を偽称する同一代人とみるべきであるか。だいたい、

Parameswara を省いて Iskandar Shah をもって満刺加の建設者とするのは Sějarah Mělayu

<sup>30)</sup> 生田氏はこの事実をもって逆に Parameswara のパレンバン出身説の裏づけとする。 (前掲論文, pp. 584~585)

当時旧港には華僑頭目で宣慰使の施進卿がいたが、その支配地域は中国人居住区に限られていたに違いなく、他は『瀛涯勝覧』(旧港国)に記載の通り爪哇国の属地であったとみられる。

<sup>31)</sup> R.O. Winstedt, p. 49.

<sup>32)</sup> 前掲 Suma Oriental, p. 240,『トメ・ピレス 東方諸国記』p. 396.

<sup>33)</sup> R.O. Winstedt, p. 49.

<sup>34)</sup> D. G. Hall, A History of South-East Asia. (2nd edition; London, 1964), p. 194.

の説であるが、これには多分にその人物を英雄化せんとする意図がみうけられる。これに比し 伝承をそのままに伝えた Pires の書が Parameswara と Iskandar Shah を別人としているこ とは注意すべきで、それが『実録』など明側史料の記載とも一致していることは後者の真実性 を傍証するものである。 とにかく Winstedt の Parameswara, Mēgat Iskandar Shah 同一 人物説は Sējarah Mēlayu を重視しすぎたために生じた誤解と思われる。 従って Winstedt らのいうような Parameswara = Mēgat Iskandar Shah の 1424年死亡説は誤りとみるべく³50, それはやはり前述、『実録』 の記載によって判断しなければならない。 ところが『実録』によ ると、永楽11年8月の貢使は拝里迷蘇剌が発したのであるからその貢使の出発した後、母幹撒 干児沙が出国する前の間がいちおう拝里迷蘇剌の死亡時期と推定せられ、従っておおむね1413 年または1414年、いずれかといえば1414年がその死亡年と認めるべきものと考えられる。

ところでこれよりさき永楽10年11月丙申(15日)出使の命をうけた鄭和の第4次遠征隊は翌11年から13年にかけて南海諸国を歴訪し、満剌加にも使いした。満剌加はこの遠征隊の帰国に当たって使者を随伴来貢せしめたとみられ、その来貢については『実録』永楽13年9月癸卯(9日)条にその記載がある。 ただその入朝の日は古里・柯枝・喃渤利・甘巴里(Coyanpadi = Coinbatoire)など諸国使と同じで、鄭和帰国の7月癸卯(8日)より約2カ月遅れているが、これは多分使者の中国到着後の事情によるものと思われ、以上の見解を否定するものではあるまい。この満剌加国使の派遣者の記載はないが、多分前年来朝の母幹撒干的児沙帰国後の出発であるべく、その第1回の遺使であったとみてよかろうと思う。

これにつづき『実録』永楽14年11月戊子朔条, 古里以下19国使の来貢の記事中にも満刺加の名が見えるが, この19国中には遠くアフリカ東岸諸国も入っており, さきの第4次遠征隊の分遣隊の帰国に随伴してきたものなることが明らかである。鄭和の第5次遠征隊はこれら諸国使を護送する使命をもって発遣されたものであったようで、その命は14年12月丁卯(10日)に出された。しかし、この時期ではその冬の出航には間に合わず、出発は結局翌年の秋冬時に延期され、従って満刺加貢使も諸国貢使らとともに1年間明に滞在することになったとみられる。満刺加の朝貢は永楽10年より14年まで連年にわたって行なわれたが、15年にはなかった。それはおそらく前使が明に滞在して帰国していなかったことに関係があろうと思われる。ところが翌16年にはまた朝貢があり、『実録』同年8月辛巳(4日)条にそのことが見える。これは国王母幹撒干的児沙の名をもって兄、撒里汪刺査を造わしたもので、占城・喃渤利・失刺北(Sîraf)らの使と同日入朝している。当時鄭和は南海遠征の途中で、これはその隊の帰国とは関係ない。

さて17年7月戊午(15日)には鄭和が帰国し、それに伴いまた多数の国々の朝貢があった。

<sup>35)</sup> R.O. Winstedt, p. 49.

#### 東南アジア研究 第6巻 第4号

その中で満剌加からは国王みずから朝貢してきた。これについて**『実録』同年9月丙午(4**日) の条によると、

満刺加等十七国王亦思罕答児沙等。進金**鏤**表文。貢宝石・珊瑚・龍涎香・鶴頂・犀角・象牙・獅子・犀牛・神鹿・天馬・駱駝。阿魯国王子閔阿剌沙・**喃渤**利国王子沙者罕。亦遣使 貢方物。云云

とある。ことに見える亦思罕答児沙は Iskandar Shah の対音で、さきの母幹撒干的児沙と同じ人物であり、満剌加国王であることは疑いがない。これによれば阿魯、喃謝利を含め同時に19カ国の朝貢があったわけであるが、上にあげられた「満剌加等十七国」では満剌加を除く諸国からはともに国王でなく使者が遣わされたのでなかろうか。もしてれらが国王であれば重要人物であるから当然その名号が記されるはずである。ところがそうでなく満剌加国王の称号のみが記されていることからみて国王みずから来貢したのは満剌加国王だけであり、これをもって国王遣使の17カ国の代表としたものとみることができよう。満剌加から国王が自身来貢したことについてはなお『実録』の同9月壬子(10日)条に、「宴満剌加国王。并阿魯国・喃渤利国使臣于奉天門。」とあることによってもうかがわれると思う。360 ところでこの度の満剌加国王の来貢については特別な理由があった。いま『実録』永楽17年10月癸未(12日)条の暹羅国王三頼波磨頼札的頼に対する永楽帝の戒論の文によると、

比者。満刺加国王亦思罕答児沙嗣立。能継乃父之志。躬率妻子。詣闕朝貢。其事大之誠。 与王無異。然聞。王無故欲加之兵。……満刺加国王既已内属。則為朝廷之臣。彼如有過。 当申理於朝廷。不務出此。而輒加兵。是不有朝廷矣。此必非王之意。或者王左右仮王之名。 弄兵以逞私忿。王宜深思。勿為所惑。輯睦鄰国。無相侵越。並受其福。豈有窮哉。

とあり、要するにこの頃に至ってまたもや暹羅が満刺加に対し圧迫を加えつつあったので国王 みずから明に来貢し、永楽帝にそのことを訴えて助けを求めようとしたもののごとくである。 当時の暹羅国王三頼波磨頼札的頼は暹羅史の書においては Paramarājādhirāja または Boromaraja II に当たる人物である。 $^{37}$  しかしこの暹羅の圧迫については暹羅史の文献においては 全く記されておらず、その真相は不明という外はない。永楽帝はともかく満刺加国王の請いに より急ぎ上述の詔を発し、使いを暹羅に遣わし戒諭せしめた。その結果、19年4月に至って暹 羅の謝罪使が来た(『実録』永楽19年4月辛未=19日条)。

さて明にはこの謝罪使来朝にさきだち、 満剌加からは永楽18年9月(『実録』同月戊子=13 日条)と、翌年正月(『実録』19年正月戊子=25日条)の両度朝貢があった。 この両度の朝貢

**790** — 120 —

<sup>36) 『</sup>殊域周容録』(巻8,満刺加)において、「(永楽)十二年。王母来朝。宴賜如待王妃。十七年。国王亦思罕答児沙嗣立」と記しているのは王母幹撤干的児沙を王の母と誤解したために生じた誤りである。母幹撒干的児沙と亦思罕答児沙は同じ人物である。

<sup>37)</sup> Ph. N. Bose, p. 63, W. A. R. Wood, p. 80.

使の出国は同じく18年中であったと解せられ、これは満刺加としては異例に属する。前者には 17年における国王求援の件に対する謝礼の意が含まれていたとも推測されるが、後者の貢使は 17年に本隊が帰国した鄭和第5次遠征隊の分遣隊の帰国に従い来朝したものとみられ、忽魯謨斯 (Hormuz) など16カ国の使いと同日入朝している。

永楽19年正月癸巳 (30日) 奉命の鄭和第6次遠征はさきの満刺加を含む16カ国使の護送を兼ねて行なわれたものであるが、その中国出航は同年秋冬の頃で、満剌加国使は従って19年末ないし20年春ごろ帰国したはずである。<sup>38)</sup> 鄭和はこの度は分遣隊を遠西諸国に派遣したが、自らは蘇門答剌あたりまで赴いた後引きかえし、20年8月には帰国した。『実録』20年8月壬寅(18日)条にはこのことを記して後、「暹羅・蘇門答剌・哈丹等国。悉遣使随和貢方物。」と述べているが、ここに満剌加の名が見えないのはいかなるわけか。これはおそらくは省略したのではなくて実際に来貢しなかったのでないかと思われる。それは鄭和が今回の遠征に当たって帰路にとくに暹羅に立寄ることにしたためであり、その点に満剌加として使いを鄭和に随伴せしめ得ない事由があったのでないかと考えられる。鄭和が帰路に暹羅を訪問したことは上引『実録』の文に暹羅の朝貢が記されていることから明らかであろう。

満刺加はかくて永楽20年には遂に遣使しなかったが、21年にはまた遣使朝貢した。この使いの朝貢は古里など16国使と同日、21年9月戊戌(20日)に行なわれている。(『実録』同日条)これは明らかに前回の鄭和遠征の際の分遣隊の帰国に同行したものとみられる。ところが満刺加ではこの使いの出発後国王が死去したとみえ、子の新国王西哩麻哈剌者がそのあと間もなく来朝した。『実録』では永楽22年3月丁酉(21日)条に、「満剌加国王西哩麻哈剌者。率其妃及頭目来朝貢方物。以父没新嗣故也。」と見える。西哩麻哈剌者は明らかに Çri Maharâja の対音であるが、これは古のパレンバン王家の称号で、その方面との関係の存在を示すものらしい。390 この王の朝貢は22年3月でも、その出国は遅くも前年8月頃まででなければならぬと思われるから前王の死去は永楽21年(1423)中であることはほとんど疑いがない。従って(Měgat) Iskandar Shah の死を1424年とする説には賛同できない。400 西哩麻哈剌者は『実録』では22年4月丁未(2日)帰国となっているが、中国よりの出国はもとよりこの年の秋冬時であろう。

明では永楽22年7月永楽帝殂し、次の洪熙帝も在位1年足らずで翌洪熙元年5月他界し宣徳帝が即位した。満刺加の朝貢は前回につづき永楽22年11月と宣徳元年(1426)5月との2回あってしばらく中断される。前者については『洪熙実録』の永楽22年11月辛丑(30日)条にその事実が記されている。この場合、使者の出国は7~8月以前とみなければならないから、新国王の帰国にさきだって出発したことは明らかで、代理者の命による発遣である。後者は『宣宗実

<sup>38)</sup> 石田, 前掲書, p. 254.

<sup>39)</sup> R.O. Winstedt, p. 49.

<sup>40)</sup> *Ibid*. 諸書もほとんど Winstedt の説に従っている。

録』の宣徳元年5月乙巳(12日)条に見え、蘇門答剌および白葛達(Baghdad)の使いらとともに来貢したことになっている。いずれにしてもこの年発遣されたものでなく、前年8月以前に出国したものと見なければならない。そしてこの使節の来貢が異常に遅れたのは途中で海難に遭遇したためらしく、『実録』同年6月辛未(9日)条に、

賜蘇門答刺国使臣巴毋等一百一十七人。 満刺加国使臣一思馬等五人。 鈔・紗・羅・綾・絹。有差。…… 初巴毋等。以王命奉表貢方物。遭海風壊舟。独巴毋等得善達。上嘉之。故 重賜之。命有司具舟遣還。

とみえる。 満刺加国使一思馬らはこの 海難事故に おいて危く難を免れて来貢したものであろう。

さて『実録』宣徳6年(1431)2月壬寅(7日)条によると,

満刺加国頭目巫宝赤納等至京言。 国王欲躬来朝貢。 但為暹羅国王所阻。 暹羅素欲侵害本国。本国欲奏。無能書者。今王令臣三人。潜附蘇門答剌貢舟来京。乞朝廷遣人諭暹羅王。 無肆欺凌。不勝感恩之至。

とあり、これによれば前述、宣徳元年以後しばらく満刺加の朝貢の杜絶していた理由が判明す る。即ち暹羅軍の侵入があったためであり、多分満剌加はその占領下におかれ、国王が出国し て明に告訴することも不可能な状態にあったことと推測される。なお『実録』には上文につづ いて帝が礼部に命じて使いの巫宝赤納等を鄭和の舟に同乗帰国させる一方、鄭和に命じて暹羅 国王に対する戒勅を携え行って告諭せしめたことが見えるが、この鄭和の出使はかれのいわゆ る第7次出使に相当する。鄭和は既にその前年、即ち宣徳5年6月戊寅(9日)に出使の命を うけていたが、(『実録』同日条)この頃はまだ劉家港に滞在中であったために以上のことが可 能であったのであろう。4ン 祝允明の『前聞記』にはこの度の鄭和遠征の行程を詳らかに記して いるのでいまこれによると、鄭和は宣徳6年12月9日五虎門を出発し、途中爪哇に永く滞在し たため満刺加到着は遅れて翌年7月8日であったという。なおこの行程表には往復ともに暹羅 国については記述がない。 これからみて鄭和 は 同国にはけっきょく赴かなかったことが確か で,途中から使者を出し,分遣隊を率いて同国に至り国王に告諭を伝達せしめたものと考えら れる。実録によると、暹羅の朝貢は永楽初年以来宣徳3年までほとんど連年にわたったが、そ の後珍しくとだえていたのが、同8年9月に至り再び行なわれたのである。この8年9月の暹 羅の朝貢について、実録文中にはとくにそれが帝の戒諭に対する謝罪のためであるとは言って いないが、必ずや鄭和の使者派遣による帝諭の伝達に関係があろうと思われる。いずれにして もしばらく絶えていた鄭和の遠征が再開されるに至ったことがさきの帝諭と共に暹羅に威圧を 加え、満刺加を助けてその独立を回復せしめるに役立つことになったのであろうと思う。

<sup>41)</sup> 祝允明『前聞記』下西洋。

さて『実録』によると、満剌加国王西哩麻哈剌者は宣徳8年10月来朝し、南京に至ったが、 寒気のため帝命をうけて休息し、翌9年4月ようやく国都の北京に入った。(『実録』宣徳8年 10月丙寅=17日条、および同9年4月乙丑=18日条)ところで鄭和の今次遠征からの帰朝の年 月日は『実録』には見えないが、前述、『前聞記』の下西洋の記事によると、宣徳8年7月6 日に入京したことになっている。しかしこの京は北京でなく南京の意であることはもともと 南京から出発したことと6月21日太倉に入って以後の日数から考えて疑いないと思われる。一 方『実録』によると、同年閏8月辛亥朔条において、蘇門答剌・古里・柯枝・錫蘭山・佐法児 (Zafar)・阿舟(Aden)・甘巴里・忽魯護斯・加異勒・天方(Mecca)など諸国使の来貢を記し ている。これら諸国使が鄭和の帰国に随行来朝したことは、それが鄭和の南京到着日との時間 的関係から考えても間違いないことと思われる。しかし鄭和よりも約3カ月も遅れて同じく南 京に到着した満剌加国王の場合については少しく疑問がもたれる。しかしこれについては過去 における満剌加国王の来朝が新王即位による場合を除きいずれも鄭和に随従来朝したことをあ わせ考え、この場合も同様であったとみてよいのでなかろうか。ただいまの場合、国王らが中 国に達して後、鄭和と別行動をとり、広州に上陸し、正規の貢道を経て南京に入ったことが考 えられ、諸所における途中の滞在によって以上のような遅着となったのではなかろうか。

さて『実録』宣徳9年4月乙丑(18日)条にはこの度の満刺加国王西哩麻哈刺者みずからの 朝貢につき,「満刺加国王西哩麻哈刺者。及其弟刺殿把刺。頭目文旦等来朝。貢馬及方物。」と あるのみであるが,さきの鄭和の派遣による援助につき明帝に謝意を表するために来朝したも のであることはその国王来朝という特殊事実からみてほぼ推測できる。<sup>42)</sup> 国王はこの年秋以降 に中国出航帰国したものと考えねばならないが,ここに問題になるのは『英宗実録』宣徳10年 3月乙酉(13日)条の「満剌加国王西哩麻哈剌者。遣其弟剌殿把剌来貢。」なる記事である。こ の場合,貢使は当時の航海状況からみておそくも前年8月以前に出国していなければならぬと 考えられるから,その出国は国王の帰国以前であり,代理者によって派遣されたと見なければ ならぬ。しかしその場合,さきの国王来朝の際に随員として来朝したことになっている王弟の 刺殿把剌がこの10年の朝貢の使者となって派遣されているのをいかに解するか。以上の推定に 誤りがなければ,この両剌殿把剌は同名異人であるかいずれかが誤伝であるとみる外はない が,いま直ちにその判定を下すことはできないのである。<sup>43)</sup>

- 42) Pires によると、Xaquem Darxa (=Iskandar Shah) はシナ旅行を行ない. その往路,滞在,復路に3年を要したと述べているが、(*Suma Oriental*, p. 242,『トメ・ピレス東方諸国記』p. 400) それはかれの永楽17年の朝貢には該当し難く、おそらくはこの度の Çrī Maharāja のシナ訪問 (この場合帰国は宣徳10年になったと考えうる)を Xaquem Darxa のそれと誤り伝えたのではなかろうか。
- 43) Měgat Iskandar Shah の子に Radin Bagno, Radin Těngah, Radin Anum の 3 人があり、2 番目の Radin Těngah が Çrī Maharāja になったものらしい。(生田, 前掲論文, p. 589) しからばこの 2 人の弟の刺殿把刺は誰をさすのであろうか。

#### Ⅲ 明・満剌加経済関係の発展

以上明・満剌加両国間の政治関係の成立・発展について述べ、あわせてそれが満剌加の政治 的発展に貢献した次第について述べたが、次には両国間の経済関係の発展とそれが満剌加の繁 栄に寄与したゆえんについて考察したいと思う。

両国の経済関係といえば、おおむね貿易であるが、それは当時の貿易の状況から官貿易と私貿易とにわけられると思う。 周知の通り、 明朝は洪武以来海禁令を施行し、 民間人の下海通蕃、即ち海外への渡航や貿易を禁止し、 海外諸国との貿易はすべて政府の独占事業とした。40 そして官使による招諭 や 外国使節 の 朝貢に付随して行なわれる貿易のみを合法的な貿易と認め、 私貿易はいっさい認めない方針をとったのである。 このような洪武帝の貿易政策は祖法として永楽帝のもとにおいてもうけつがれた。 従っていまここに問題とする明・満刺加貿易についてこれを当てはめれば官貿易のみが合法的貿易であり、 私貿易は密貿易ということになる。 そこでまず両国間の合法的な官貿易について述べ、 しかるのち私貿易すなわち密貿易に及ぶこととする。

ところで官貿易の成立には両国間の政治関係の樹立が前提条件であり、その発展には両国間の政治関係の発展がなければならない。永楽帝は洪武帝の消極的な方針を排し、海外諸国との貿易をさかんにするために大いに使節を海外に派遣し、鄭和の遠征なども行なわしめて諸国の朝貢を促したのはそのためである。

ところで明・満刺加の政治関係は上述のごとく明使尹慶の派遣とそれに対する満剌加国使の来貢によって成立した。しかし当時の満剌加はなお実質的に暹羅の支配下にあり、これが両国関係の発展の障害をなした。そこで永楽帝は暹羅に告論を発して説得し、一方鄭和を満剌加に造わし、それに対する加護の姿勢を明示することによって満剌加を暹羅の支配から離脱せしめ、明との関係の強化をはからせた。かくて永楽9年には満剌加国王が自ら多数の随員をひきいて明に来貢するに至り、引き続いて宣徳末までに国王が4度にわたって朝貢し、また貢使の来貢も永楽末年まではほとんど連年にわたった。一方明側からも満剌加に対して既述のような使節の派遣があり、とくに鄭和は遠征ごとにこの国に出使したのである。このような両国政治関係の発展は当時の貿易の実態からみてそのまま貿易一すなわち官貿易の発展を示すと言って差し支えないと思われる。なかでも永楽9年の国王来貢の場合などのごとく一時に540余人に上る多数の随員の来朝をみたことなどは当然その際に行なわれた貿易の規模の膨大さを察知せしめるものであろう。しかしことで注意すべきは鄭和遠征隊の両国貿易、ならびに満剌加の繁栄の上になした寄与の点である。

鄭和遠征の主目的は既に知られているように貿易の発展をはかるにあったが、それは諸国の

<sup>44)</sup> 海禁令については佐久間重雄「明朝の海禁政策」『東方学』(第6輯;1953), pp. 42~51.

朝貢を促すというだけでなく、みずからも現地で貿易を行なった。<sup>45)</sup> 鄭和の船が宝船といわれるゆえんである。鄭和の満刺加訪問は前述のごとく、時に政治的な使命を帯びた場合もあったが、これもけっきょく貿易が主目的であった。『瀛涯勝覧』(満刺加国)によると、鄭和の宝船について次のごとく記している。

凡中国宝船到彼。則立排柵。如城垣。 設四門更鼓楼。 夜則提鈴巡警。 內又立重柵。 如小城。蓋造庫蔵倉廒。一応銭糧頓在其內。去各国船隻回。到此処取齐。打整船內。等候南風 正順。於五月中旬開洋回還。

即ちこれによれば満刺加には銭物貯蔵のための倉庫が設けられ、諸国に向かった船舶もいった んことに集合し、船荷を整載して帰国の途についたという。思うに満刺加は鄭和の宝船にとっ ての貿易の基地とされていたようで、その重要性がうかがわれるというものである。

鄭和遠征隊の用いた船舶の数は第1次において62隻、第3次において48隻、またその搭乗人員は第1次に27,800余人、第7次に27,550人と伝えられている。他の場合は知ることができないが、ともかく相当多数の船舶が満刺加に数年おきに到来したのであるから、それは当然にこれと貿易をめざす近隣諸国、諸地方の商船の到来をもたらし、それが相寄って港の、またこの国の繁栄に大きく寄与したことは言うまでもなかろう。Pires によれば、満刺加の港市はその成立当時、住民わずかに300人であったのが、その後増加して Paramjçura の死亡の頃には2,000人に、さらに Xaquem Darxa 在位のころには早くも6,000人に達したという。460 かかる港市の人口増加が宝船到来による以上の貿易の発展の反映であることは疑いあるまい。なお満刺加の国王・使節らの朝貢に当たっては既述のごとく鄭和船隊の帰国に随行している場合が多く、従ってこの面からまた宝船の来訪が両国の政治関係とともに経済関係すなわち貿易の発展にも大きく寄与したということができるであろう。

ここで両国間の貿易の発展に伴っていかなる物資の交流が行なわれたかについて考えてみよう。しかしこれについてはいまその全貌を明らかにしうる史料がない。そこで便宜上、満剌加の対明朝貢の際の貢賜品について考え、それを通じて両国の物資の交流をうかがうことにしたいと思う。『実録』には満剌加国からの貢品については単に「方物」と記している場合がほとんどであり、その詳しい内容を知ることができない。もっとも中には一々の貢品名を記しているものもあるが、それは他国の貢品とあわせて記載したもので、そのすべてを満剌加の貢品とみるわけにゆかないのである。ところがいま『大明会典』(巻106、礼部、朝貢の部)をみるに、満剌加の貢物として次の44品目があげられている。

<sup>1</sup> 犀角, <sup>2</sup> 象牙, <sup>3</sup> 玳瑁, <sup>4</sup> 瑪瑙珠, <sup>5</sup> 鶴頂, <sup>6</sup> 金母, <sup>7</sup> 鶴頂, <sup>8</sup> 珊瑚樹, <sup>9</sup> 珊瑚珠, <sup>10</sup> 金鑲 成指, <sup>11</sup> 鸚鵡, <sup>12</sup> 黒熊, <sup>13</sup> 黒猿, <sup>14</sup> 白麂, <sup>15</sup> 鎖服, <sup>16</sup> 撒哈剌, <sup>17</sup> 白苾, <sup>18</sup> 布, <sup>19</sup> 薑黃布,

<sup>45)</sup> 山本, 前掲論文, p. 545.

<sup>46)</sup> 前掲『トメ・ピレス東方諸国記』p. 393.

- <sup>20</sup> 撒都細布, <sup>21</sup> 西洋布, <sup>22</sup> 花縵, <sup>23</sup> 薔薇露, <sup>24</sup> 梔子花, <sup>25</sup> 烏爹泥, <sup>26</sup> 蘇合油, <sup>27</sup> 片脳, <sup>28</sup> 沈香, <sup>29</sup> 乳香, <sup>30</sup> 黄速香, <sup>31</sup> 金銀香, <sup>32</sup> 降真香, <sup>33</sup> 紫檀香, <sup>34</sup> 丁香, <sup>35</sup> 樹香, <sup>36</sup> 木香, <sup>37</sup> 没薬, <sup>38</sup> 阿魏, <sup>39</sup> 大楓子, <sup>40</sup> 烏木, <sup>41</sup> 蘇木, <sup>42</sup> 番錫, <sup>43</sup> 番塩, <sup>44</sup> 黒小厮
- 『明史』(巻325)の「満刺加伝」末尾の「満刺加所貢物」では会典所掲の品のうち9,10,19,20,22,29,33,34,35,36,37,39,40,41,42,43,44がなく,30の黄速香の代りに速香があり、別に会典に見えない珍珠・火雞の2品が記されている。いずれによるももとよりこれらのすべてが永楽~宣徳時代の貢品とはいえぬにしても、その中の相当数の品目が当時の貢品であったことは間違いなかろう。ところで注意すべきは所掲のうちの多くが満剌加の所産でなく他からの輸入品であることである。満剌加の土産は『瀛涯勝覧』に「黄速香・烏木・打麻児香・花錫之類」とあり、また『星槎勝覧』ではその土産として錫と蕉心簟のみをあげ、「余無産物」と記している。いずれにしても方物の名をもってする外来品が貢品の大部を占めたであろうことは想像に難くない。
- 一方賜品については『実録』に割合詳細に記されている。いま『実録』に記載のある3度の 国王朝貢の際の賜品をあげると次のごとくである。
  - (1) 永樂9年。国王へ——金相玉帯1,儀仗1副,鞍馬2匹,黄金100両,白金500両,鈔40万貫,銅銭2,600貫,錦綺・紗・羅300匹,絹1,000匹,渾金文綺2,金織通袖瞭欄2 王妃へ——冠服1副,白金200両,鈔5,000貫,錦綺・紗·羅·絹60匹,金織文綺·紗·羅衣4襲王子侄へ——冠带

陪臣へ――白金, 鈔, 銭, 綵幣など。

(2) 永楽22年。国王へ——金100両, 銀500両, 鈔32, 270錠, 錦6段, 綵叚58表裏, 紗·羅各22 疋, 綾46疋, 絹536疋, 棉布392疋, 織金羅衣18襲

王妃へ――素羅女衣12襲, 絹女衣17襲

従人へ――衣服。

**79**6

(3) 宣徳 9 年。国王以下一同へ——金銀, 綵幣, 綾・錦・紗・羅・絹布, 金織襲衣。 国王へ加賜。冠帯。

いずれにしても一部の国王専用品などを除き, 賜品の大部分は金・銀・銭・鈔と錦綺・紗・羅・綾・絹布・襲衣など絹または絹製品であったことが分かる。鈔即ち大明宝**鈔**はこれによって中国の品物を任意に購入して持ち帰ったのであろう。銭も一部は中国品の購入にあてられたであろうが, また一部は持ち帰られたと思われる。

貢賜品の交換という表面上儀礼的な行為も実質的には貿易の一種ともみなしうるものであった。なおその他に朝貢の場合使節のもたらす付載品の官買・市易も行なわれた。4<sup>17</sup>その付載品もだいたい貢品と似たようなものであったであろう。一方その代価として得られた**纱**・銀などは

<sup>47)</sup> 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』(東京:日本評論社, 1939) pp. 406~407。

また中国品の購入にあてられたと思われる。かくて満剌加貢使は相当多くの中国品を持ち帰ったと思われるが、それらの諸品の中において上述の品以外ではなお陶瓷が重要であったのでないかと考えられる。『星槎勝覧』(満剌加国)によれば、「貨用青白磁器・五色焼珠・色絹・金・銀之属」とある。即ち青白磁器がこの国において交易の用に供されていたというのであるが、それはおそらくは中国からの輸入品であったのであろう。けだし中国の陶瓷は宋元時代南海方面に数多く輸出せられ、480明代においてもその傾向は変わりなかったであろう。

以上官貿易について述べたが、次に私貿易についてはどうであったか。しかしいまこれについては明らかにしうる史料がほとんどない。ただ一般的に言って洪武時代には海禁令が頻発されていることからみてかえって禁令がよく行なわれていなかったことが察せられる。ところが永楽~宣徳年間においてはこれに関する記録がほとんど現われない。それは海禁がゆるめられたのでなく、官営貿易が盛んに行なわれ、密貿易が跳梁する余地がなかったということでないか。このことは官営貿易が衰退した正統以後になって再び下海通常の記録がにわかに多く出現するようになることからみてほぼ誤らないであろう。ともかく以上より考察して満剌加に対する明人の密貿易のごときも少なくも永楽~宣徳期においては活発でなかったことが推定されるのである。

それから私貿易に関連して注意されるものに華僑があるが、『星槎勝覧』に「間有白者。 唐人種也」とあるのは満刺加初期華僑の記録として注意されている。しかしそれは鄭和遠征隊の残留者でなければ、 おそらくは旧港 (Palembang)・爪哇・蘇門答刺 あるいは暹羅など近隣諸国からの流入者であって、この時代に密貿易のために新たに本国より渡来したものはあったとしても極めて稀であったのではなかろうか。満刺加の華僑が本格的に発展してゆくのもやはり密貿易がさかんとなる正統以後のことであり、これについては次稿において述べることにしたいと思う。

### N む す び

以上明・満剌加関係についてその時期を成立から宣徳末までに限って論述したが、両国関係は明使尹慶の満剌加派遣に対する満剌加国側からする対明遣使朝貢によって永楽3年(1405)成立をみた。明使派遣の目的は満剌加の朝貢を促し、政治関係とともに経済関係を開くためであったが、当時の満剌加は未だ実質的に暹羅の支配下にあった。満剌加国王は明の援助によってかかる状態から離脱しようとして明朝を動かし、その結果、明朝より暹羅に対して告諭が発せられ、また満剌加へ鄭和が派遣され、明の満剌加に対する加護の姿勢が明示されることによってようやく実現をみた。かくて明・満剌加関係は以後大いに密接となり、永楽9年以来その末年までに満剌加の対明朝貢はほとんど連年にわたり、また宣徳末年までに満剌加国王のみずからによる朝貢が4回を数えた。このようなことは他国にその例をみないものである。しかし

48) 汪大淵『島夷志略』の記事など参照。

その間満剌加はまたしても暹羅の圧迫をうけ、その度ごとに明に訴え、その援助を得てようやく独立を保持しえたのである。この意味において明との関係は満剌加国の初期発展史の上で極めて重要であるといわねばならない。 なお両国の経済関係も以上の 政治関係に伴ってはじまり、発展していったが、民間貿易をいっさい認めない明朝の政策がよく行なわれていた当時において、それは政治関係以上に多く発展することはなかった。しかしその中にあって鄭和遠征隊のたびかさなる満剌加訪問は両国経済関係の発展のみならず満剌加の港市の繁栄、またこの国の発展に大きく寄与したと考えられる。満剌加の発展がとくに著しくなるのは周知の通り15世紀中葉、Sultan Muzafar Shah 時代以後であるが、その基礎は Çrī Maharāja までの初期時代に築かれていたのであり、それに政治的にまた経済的に大きく貢献したのが明との関係であったということができると思われる。

付表 I 満刺加国朝貢表〔永楽~宣徳(1403~35)『大明実録』による〕

年 月 日	遣使者	貢 使	貢 物	賜品	備考
永楽 3 (1405) 9·癸卯(11)	満刺加国酋長拝 里迷蘇刺	使		綵幣・襲衣	拝里迷蘇刺 を国王に封 じ, 印誥を 給す。
5 (1407) 9·壬子(2)	満剌加国	使	方 物	使一鈔幣・銅 <b>銭</b> 王一錦綺・紗・羅・鞍馬	; ;
7 (1409) 2・乙亥(2)	満剌加国王拝里 迷蘇剌	阿卜剌賈信ら	方物	使一鈔・文綺 王一綵幣	
9 (1411) 7・甲申(25)	満刺加国王拝里 迷蘇剌	国王・妻子および 陪臣540余人	方 物	(本文参照)	!
10(1412) 6·壬申(19)	満刺加国王拝里 迷蘇剌	姪西里撒麻蘭札牙 ら	方 物	使一錦幣 王一錦綺・紗・羅・ 綵帛	:
11(1413) 8·壬申(26)	満刺加国王拝里 迷蘇剌	姪賽的刺者ら 1 <b>6</b> 5人	方 物	<b>鈔・</b> 文綺・襲衣・紗・羅	
12(1414) 9·壬辰(22)	満刺加国王子母 幹撒干的児沙	王子母幹撒干的児 沙		金銀・錦綺・紗・羅・冠帯・織金襲衣	父拝里迷蘇 刺死去によ る。父爵を つがしむ。
13(1415) 9·癸卯(9)	満刺加国	使	方 物	鈔・帛・永楽通宝銭	
14(1416) 11·戊子朔	満刺加国	使	(諸国と併)	文綺・襲衣	
16(1418) 8·辛巳(4)	満剌加国王 母幹撒干的児沙	兄撒里汪剌査	方 物	冠帯・金織文綺・襲 衣および白金・紗幣	
17(1419) 9·内午(16)	満刺加国	国王亦思罕答児沙 ら	(諸国と併)	金織文綺・襲衣・白 金・銅銭・紵絲・紗・ 羅・絲・絹	
18(1420) 9·戊寅(13)	満剌加国王 母幹撒干的児沙	叚姑麻剌什的	方 物	鈔・紵絲・紗・羅・ 金織文綺・襲衣	
19(1421) 正·戊子(25)	満刺加国	使	(名馬方物) (諸国と併) 記		:
21(1423) 9·戊戌(20)	満刺加国	使	方物		

藤原:明・満剰加関係の成立と発展

22(1424) 3・丁四(21)	満剌加国王 西哩麻哈剌者	国王, 妃, 頭目	方 物	(本文参照)	
22(1424) 11・† 壮(30)	満剌加国	那刺迭扒那ら	万 物	鈔幣・表裏・衣・靴	'
宣德元(1426) 5·乙巳(12)	満剌加国王 西哩麻哈剌者	一思馬ら5人		鈔・紗・羅・綾・絹	海難により 漂着来朝
6 (1431) 2·壬寅(7)	満刺加国	<b>頭目巫寶赤納</b>	<u> </u>	紵絲・襲衣・綵幣・ 表裏・絹布・金織襲 々	選羅の朝貢 妨害を訴う
9 (1434) 4・乙計(18) 10(1435) 3・乙円(13)	満刺加国王 西哩麻哈刺者 満刺加国王 西哩麻哈刺者	国王および弟刺殿 把刺頭目文旦ら 228人 弟刺殿把刺	馬および方 物 駝馬, 方物 器皿	(本文参照) 綵幣等	

# 付表Ⅱ 明使満刺加派遣表〔同 上〕

年 月 日	ſ	吏	1	z 1	国王に対する賜品	備	K;
永楽元(1403) 10・丁Ц(13)	内	TT	₹	慶	羅・銷金帳幔・傘・金織・ 文綺・綵制	3年9月帰還,温めて随徒朝貢せし	購刺加国使を始 しむ。
3 (1405) 6・己卯(15)	r‡ı	14	鄭	和	金織・文綺・綵衍	3 年冬出国,5年	F9月帰国。
6 (1408) 9・癸酉(28)	太	監	鄭	和	錦綺・紗・羅 (他に雙台銀印・冠帯・袍服)	7年12月出国, 9 満刺加国王および	
10(1412) 9・丁四(15)	r‡1	Ħ	11-	泉	錦綺・紗・羅・綵帛		
10(1412) 11·丙申(15)	太	監	鄭	和	錦綺・紗・羅・綵絹等	11年出国,13年7	7月帰国。
14(1416) 12·丁卯(10)	太	監	鄭	和	錦綺・紗・羅・綵絹等	15年出国,17年7 を随伴。	7月帰国,国王
19(1421) 正•癸巳(30)	太	監	鄭	利	錦綺・紗・羅・綾・絹等	同年秋~各出国, 帰国。	20年8月以前
宣徳 5 (1430) 6・戊寅(9)	太	監	鄭	柯1	綵幣	6年12月9日出国 日南京着。	国, 8年7月6

- 〔付注 1〕 鄭和みずからの建立にかかる天妃宮碑の発見によって始めて世に知られることになった 鄭和第 2 次遠征 (永楽  $5\sim7$  年) については、同碑文によると、「往爪哇・古里・柯枝・暹羅等国」とあるが、航海針路に当たっている満刺加国も当然途中訪問したことと思われる。
- 〔付注2〕 同上碑文によれば、鄭和の永楽13年帰国を述べたのち「是年満刺加国王親率妻子朝貢」 とみえるが、永楽13年おける満刺加国王の朝貢は実録にも見えず、これはおそらくその前 の帰国、すなわち9年の際のことを誤り記したものと思われる。